

お客様各位

株式会社 北日本銀行

投資信託・公共債お取引のお客さまへ  
マイナンバー（個人番号）ご提供のお願い

2016年1月よりマイナンバー制度が始まり、税務に係るお手続きの際には、マイナンバー（個人番号）をご提供いただいております。

また、2015年12月31日以前に、当行で投資信託、公共債の口座を開設した方で当行へのマイナンバーの提供が済んでいない方は、**猶予期間が終了する2021年末までにマイナンバーをご提供いただく必要がございます。**

つきましては、マイナンバーをまだご提供いただいていないお客様におかれましては、お早めにご提供いただきますようお願い申し上げます。

また、マイナンバーのご提供後も、氏名、住所の変更等の一部お手続きにおいては、その都度マイナンバーをご提供いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ご登録状況のご確認及び提供のお手続きについては、現在のお取引店にご照会ください。

<マイナンバー（個人番号）とは>

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりに市区町村から通知される12桁の番号のことです。マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の行政手続きにおいて、国民の利便性向上、行政の効率化や公平・公正な社会の実現のために使われます。

以上